社会福祉法人 健生会 特別養護老人ホーム高崎花の苑短期入所生活介護
重要事項説明書別紙

６級地につき １単価 10.33

要支援1	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食費(円)	負担額合計(円)
第１段階	529	0	820	300	1120
第２段階	529	546	820	600	1966
第３段階①	529	546	1310	1000	2856
第３段階②	529	546	1310	1300	3156
第４段階	529	546	2006	1445	3997
2割負担	529	1092	2006	1445	4543
3割負担	529	1639	2006	1445	5090

要支援2	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食　費(円)	負担額合計(円)
第１段階	656	0	820	300	1120
第２段階	656	677	820	600	2097
第３段階①	656	677	1310	1000	2987
第３段階②	656	677	1310	1300	3287
第４段階	656	677	2006	1445	4128
2割負担	656	1355	2006	1445	4806
3割負担	656	2032	2006	1445	5483

要介護１	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食費(円)	負担額合計(円)
第１段階	704	0	820	300	1120
第２段階	704	727	820	600	2147
第３段階①	704	727	1310	1000	3037
第３段階②	704	727	1310	1300	3337
第４段階	704	727	2006	1445	4178
2割負担	704	1454	2006	1445	4905
3割負担	704	2181	2006	1445	5632

要介護２	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食　費(円)	負担額合計(円)
第１段階	772	0	820	300	1120
第２段階	772	797	820	600	2217
第３段階①	772	797	1310	1000	3107
第３段階②	772	797	1310	1300	3407
第４段階	772	797	2006	1445	4248
2割負担	772	1594	2006	1445	5045
3割負担	772	2392	2006	1445	5843

要介護３	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食　費(円)	負担額合計(円)
第１段階	847	0	820	300	1120
第２段階	847	874	820	600	2294
第３段階①	847	874	1310	1000	3184
第３段階②	847	874	1310	1300	3484
第４段階	847	874	2006	1445	4325
2割負担	847	1749	2006	1445	5200
3割負担	847	2624	2006	1445	6075

要介護４	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食　費(円)	負担額合計(円)
第１段階	918	0	820	300	1120
第２段階	918	948	820	600	2368
第３段階①	918	948	1310	1000	3258
第３段階②	918	948	1310	1300	3558
第４段階	918	948	2006	1445	4399
2割負担	918	1896	2006	1445	5347
3割負担	918	2844	2006	1445	6295

要介護５	（一日あたり）				
	介護報酬(単位)	自己負担金(円)	居住費(円)	食　費(円)	負担額合計(円)
第１段階	987	0	820	300	1120
第２段階	987	1019	820	600	2439
第３段階①	987	1019	1310	1000	3329
第３段階②	987	1019	1310	1300	3629
第４段階	987	1019	2006	1445	4470
2割負担	987	2039	2006	1445	5490
3割負担	987	3058	2006	1445	6509

※食事料金の内訳は朝 315円　昼 580円　夕 550円となります。
各種加算の内容

加　算	加算内容	（一日あたり） 介護報酬(単位)	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上の場合	22	22
		22	45
		22	68
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合	18	18
		18	37
		18	55
看護体制加算Ⅰ	常勤の正看護師を配置している場合	4	4
		4	8
		4	12
送迎加算	事業所の職員が事業所と利用者自宅の送迎を行った場合	184/片道	190/片道
		184/片道	380/片道
		184/片道	570/片道
療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	8(1食あたり)	8(1食あたり)
		8(1食あたり)	16(1食あたり)
		8(1食あたり)	24(1食あたり)
長期利用者提供減算	連続31日～60日短期入所生活介護事業所を利用している利用者に発生する。	-30	-30
	連続61日以降、短期入所生活介護事業所を利用している利用者に発生する。	-32	-32
介護職員処遇改善加算Ⅰ	ご利用者ごと1月の総単位数（上記介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に8.3%を乗じた額		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	ご利用者ごと1月の総単位数（上記介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に2.7%を乗じた額		
介護職員等ベースアップ等支援加算	ご利用者ごと1月の総単位数（上記介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に1.6%を乗じた額		

◎世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が減額されます。
*段階層の年収：高崎市に負担限度額認定申請必要

１段階	生活保護の方 世帯全員が市町村民税課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方
２段階	市民税非課税世帯であって、課税年金収入額と非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方　(預貯金：単身650万、夫婦1650万)
３段階①	市民税非課税世帯であって、課税年金収入額と非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方　(預貯金：単身550万、夫婦1550万)
３段階②	市民税非課税世帯であって、課税年金収入額と非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円超　(預貯金：単身500万、夫婦1500万)
４段階	上記以外の方

※級地別の介護報酬算出は小数点以下は切り捨てとなります。

◎社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度
生活保護受給者及び市町村民税非課税世帯で以下の①～⑤の要件を全て満たす方のうち、
利用者負担を総合的に考慮し、生計が困難な方として市町村長が認めた方。
①世帯の年間収入が150万円以下、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下。
②預貯金等が単身世帯で350万円以下、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した金額以下。
③日常生活に供する資産以外に資産がないこと。
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
⑤介護保険料を滞納していないこと。
※負担が軽減される割合は利用者負担額の4分の1、老齢福祉年金受給者は2分の1となります。
※詳細は高崎市にお尋ねください。